

6月 教育長 教育行政報告

令和3年

- 5月27日(木) 多羅尾小学校オペレッタリハーサル
第1回甲賀市教育支援委員会
- 28日(金) 東京2020オリンピック聖火リレー 滋賀県聖火リレー
令和3年度一般社団法人甲賀市観光まちづくり協会定時総会
- 29日(土) あいこうか生涯カレッジ開講式
- 31日(月) 第1回人事にかかると学校訪問
(小原小学校、朝宮小学校、信楽小学校、綾野小学校)
- 6月 1日(火) 部長会議
第2回行政改革推進本部会議
第1回人事にかかると学校訪問(甲南中学校)
こども読書活動優秀実践団体受賞報告
- 3日(木) 第1回人事にかかると学校訪問(信楽中学校)
- 4日(金) 甲賀市議会定例会(1日目)
東京2020オリンピックライフル射撃競技山田聡子さん
表敬訪問
- 7日(月) 第1回人事にかかると学校訪問
(佐山小学校、鹿深の家、甲賀中学校、大原小学校)
- 8日(火) 第18回水口町女子ゲートボール大会 開会式挨拶
第1回人事にかかると学校訪問(雲井小学校)
- 9日(水) 第7回教育委員会委員協議会
- 10日(木) 第1回人事にかかると学校訪問(伴谷小学校)
- 11日(金) 部長会議
第1回人事にかかると学校訪問
(甲南第一小学校、希望ヶ丘小学校、伴谷東小学校)
- 14日(月) 校務運営等協議会
甲賀市議会定例会(2日目)
- 15日(火) 甲賀市議会定例会(3日目)
- 16日(水) 甲賀市議会定例会(4日目)
- 17日(木) 甲賀市議会定例会(5日目)
- 18日(金) 甲賀市議会定例会(6日目)

- 19日（土） 第11回かふか21 子ども未来会議「子ども議員任命式」
令和3年度甲賀市あんぜん・あんしんなまちづくり市民会議
総会
- 22日（火） 第1回人事にかかる学校訪問（水口中学校、市教委）
第65回滋賀県人権教育研究大会第2回主催者会議
- 23日（水） 人事評価制度施行に伴う校長当初面談
（雲井小学校、大野小学校、土山小学校、貴生川小学校、
水口小学校）
第7回甲賀市教育委員会定例会

○甲賀市教育研究所の沿革

- 平成16年(2004年)10月 甲賀市教育委員会発足
- 平成17年(2005年)4月 甲賀市教育研究所設置
- 平成17年度 調査研究として「特別支援教育に関する調査研究～個別の支援計画の作成とその有効性の実証～」をテーマとし研究。
- 平成17年8月 教職員研修として全員研修会(学力, 人権, 特別支援)を開く。特別支援教育相談として巡回教育相談の開設。
- 平成18年度 「特別支援教育に関する調査研究」の2年次研究, 新たに「教育相談に関する調査研究」を実施。
- 平成19年度 調査研究は引き続き3年次研究。教職員研修として「こうか学びの研修」「初任者研修」「10年研修」「情報教育研修」「校内研修・研究に係る研修」「校務分掌担当別研修」を新たに教職員研修として実施。「こんにちは!教育研究所です!」の発行。
- 平成20年度 調査研究は前年度に引き続き4年次研究を実施。「保育園・幼稚園初任者研修」「希望研修講座」「甲賀市の歴史と文化(副読本作成の準備)」を実施。教育相談事業は「教育相談・適応指導教室に関する事業」に変更。教育研究奨励事業が発足。
- 平成21年度 「教育課程実施状況調査」として「学力向上のための調査研究～学習意欲を高め, 学習習慣を身につける指導・支援の在り方を探る～」を開始。新たに滋賀大学との連携事業を開始。小学校社会科副読本(5冊)を発行。特別支援教育及び教育相談事業については, 学校教育課ことも教育支援係に移管。
- 平成22年度 調査研究は「教育課程実施状況調査」を実施。読書指導と表現力育成に取り組み, リーフレットを編集。滋賀県内教育研究所協議会の会長及び事務局を受託。
- 平成23年度 「学力向上のための調査研究」として「主体的に学び, 豊かな考えをもち, 表す子どもの育成～予習を活かす算数・数学科学習指導の工夫～」の研究を始める。教職員研修として若手教員に「授業力向上研修」を実施。
- 平成24年度 調査研究は新たに国語科を加え, 「予習を活かす学習指導の工夫」を実施。学校マネジメント研修を実施。小学校6校に「こうかの学び向上事業」として「予習を活かす学習指導の工夫」の研究指定を委嘱。
- 平成25年度 調査研究は前年度と同様。教職員研修として特別支援学級担任研修を実施。中学校1校に「こうかの学び向上事業」として「予習を活かす学習指導の工夫」の研究指定を委嘱。
- 平成26年度 調査研究は前年度と同様。小学校8校に「こうかの学び向上事業」として「予習を活かす学習指導の工夫」の研究指定(2年間)を委嘱。
- 平成27年度 調査研究は前年度と同様。中学校2校に「こうかの学び向上事業」として「予習を活かす学習指導の工夫」の研究指定(2年間)を委嘱。
- 平成28年度 調査研究は前年度と同様。中学校2校に「こうかの学び向上事業」として「予習を活かす学習指導の工夫」の研究指定(2年間)を委嘱。「予習」について6ヶ年のあゆみをまとめる。
- 平成29年度 調査研究は新たにICT教育を加え実施。教職員研修として, 教職2年次研修ならびにミドルリーダー研修を開始。
- 平成30年度 調査研究は新たに外国語教育を加え実施。教職員研修として教職3年次研修を開始。
- 令和元年度 調査研究は新たに甲賀流OJT(人材育成)を加え実施。
- 令和2年度 調査研究は甲賀流OJT(人材育成)の2年次。教職員研修では, 新たに新任教務主任研修を実施。小学校社会科副読本4年補助冊子(3冊)を発行。

令和3年度(2021年度)

甲賀市教育研究所要覧

「新しい時代に対応する甲賀教育の創造」

～甲賀教育を担う人材の育成～

確かな学力



健やかな心身とたくましい体力



甲賀市の学校教育が目指すもの

いきいき学び ぐんぐん伸びる
心やさしい 甲賀の子ども



豊かな人間性や社会性



地域に開かれた学校づくり

甲賀市教育研究所

設置場所 甲賀市役所
滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地
郵便番号 528-8502
電話 0748-69-2246
FAX 0748-69-2294
Eメール koka30101300@city.koka.lg.jp

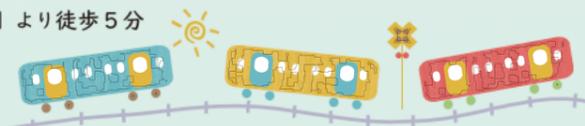
交通アクセス 甲賀市役所 4階 甲賀市教育研究所

公共交通機関をご利用の場合

JR草津線〔貴生川駅〕から近江鉄道に乗り換え〔水口城南駅〕より徒歩5分

車をご利用の場合

新名神高速道路 ●甲南ICより15分 ●信楽ICより15分



調査研究〔研究実践力〕

研究Ⅰ

研究主題

「授業力向上を支える甲賀流OJTの在り方について(3年次)」

⇒主体的に学び続ける教職員を育むために、子どもの資質・能力向上につながる学習指導の工夫について探り、PDCAサイクルに沿って教育活動を改善する。



研究Ⅱ

研究主題

「児童生徒が学びを実感することができる授業づくり～考えを可視化する活動の充実を通して～」

⇒児童生徒が授業場面で学びを実感するために、授業改善を進め、考えを可視化する活動を取り入れた授業づくりを行う。



教職員研修

〔授業力〕〔教育課程推進力〕〔経営管理力〕

教職員の指導力の充実、資質向上を図るために企画実施する。初任者研修および授業力向上研修を重点研修として実施する。

- 指定研修・初任者研修・中堅教諭等資質向上研修 等
- 全員研修・講演会(特別支援 人権 学力 ICT 等)
- 養成研修・学校マネジメント ・ミドルリーダー
 - ・教職2・3年次 ・授業力向上
 - ・授業研究会 ・特別支援教育
 - ・人権教育 ・就学前教育
 - ・ICT研修
- 希望研修・教科教育 ・特別支援教育
 - ・ICT教育 ・実務 等

教育に関する相談および指導

〔研究指導力〕〔校内研究推進力〕

- 教育研究奨励事業
教職員の資質を向上させるため、意欲的かつ創意あふれる学習指導方法の改善や学校、学年、学級の経営実務にかかる研究を奨励する。
- 各校マネジメントの相談・支援
学校の訪問を通して、各校の教育実践上の問題について、円滑な学校経営および指導方法等の相談・支援を行う。

庶務

〔企画発進力〕〔企画調整力〕

- 教育研究・実践にかかる企画
 - ・教育研究所要覧の作成 ・ICT活用パンフレットの作成
 - ・社会科副読本の作成 ・研究紀要の作成
- 教育研究情報「教育研究所だより」の発信、提供
- 関係機関との連携
 - ・各教育研究所 ・滋賀大学 ・教育研究会 等

教師力の育成 教職員の人間性・専門性・指導力を高める

横のつながりと縦のつながりを強める研修

人材育成力アップ!

自分の役割を意識しながら、共に学び続ける

授業力・指導力アップ!

共に学ぶ仲間との関係づくり

授業づくりに学級づくり
いろいろな悩みを同世代で共有

まずは体験!

初任者研修(4回)

中堅教諭等資質向上研修(1回)

授業力向上研修(2回)
32歳以下研修
(教職4年次・5年次含む)

夏:講座の選択研修

【秋の授業研究会】

3年次研修(2回)

【夏の研修】
講話・演習・グループ協議

【秋の授業研究会】

2年次研修(2回)

【夏の研修】
講話・演習・グループ協議

【秋の授業研究会】

【地域産業】【校種間交流】【グループ協議】

マネジメント研修
新任校長・新任教頭(1回)
新任教務主任(1回)

ミドルリーダー研修
(市2・3年次の授業づくりを共に)

甲賀市

滋賀県

初任者研修
(市町研修4日)

教職2年次研修

教職3年次研修

教職6年次研修
(G-OJT研修)

中堅教諭等資質向上研修
(市町研修1日)

管理職研修

特別支援学級
新担任研修

通級指導教室
新担当研修

各教科の指導力
向上研修

ミドルリーダー研修等

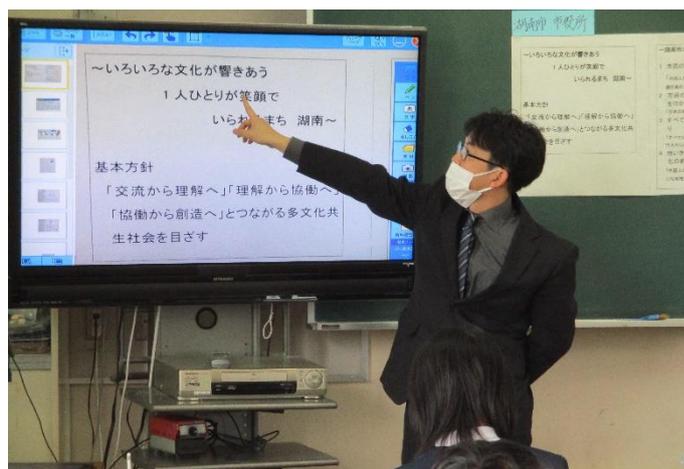


個別最適な学びと協働的な 学びの実現を目指して

～「こうか授業術5箇条」と
ICTをつなぐ～

児童生徒が ICT を活用して、個別最適な学びや協働的な学びの充実を図るためには、教職員が ICT を効果的に活用して指導することが求められています。

主体的・対話的で深い学びを実現するために、「1人1台端末」の環境を生かした授業を推進し、「こうか授業術5箇条」と ICT による学習活動がより一層充実するための参考にしてください。



令和 3 年
甲賀市教育研究所

ICTの「こうか」的な活用術

～「こうか授業術5箇条」とICTをつなぐ～

こども主体の課題づくり

前時の学びの振り返りのために活用



- ・「前時の板書の写真」
「前時の子どもの活動の動画」「子ども用タブレットで記録したデータ（子どもの学習成果物、子どもが気づきや感じたことを書き込んだデータ、前時のノート、プリント等）」を拡大表示、一覧表示することで瞬時に前時の学習を振り返ることができる

課題づくり、課題発見のために活用



- ・デジタル教科書や映像資料等を提示し、めあての共有、課題づくり等にいかすことができる（既習事項、経験、概念等のズレをいかす）
- ・拡大・書き込み機能により注目、焦点化する。興味・関心をもち課題意識の向上につながる

本時の学習活動、手順等を説明するために活用



- ・デジタル教科書等を活用する
- ・書き込み・拡大により注目させたい箇所を焦点化、着目させることができる
- ・電子黒板で書き込み説明、教員の手元を投影し実演しながら説明することで手順を視覚的に分かりやすく伝えることができる

うんと考えひとり学び か んがえの共有

課題解決のために活用



- ・子ども用タブレットに入れた自作教材や資料を活用し、調べ学習ができる。複数の資料を関連付けながら考えをまとめることができる
- ・シミュレーション教材を活用し、試行錯誤、イメージをもつことで課題解決することができる

自己の学びを客観的に評価するために活用



- ・子どもが「音読している姿」「体育科や音楽科といった活動している姿」を撮影・再生することで客観的に自己の姿を見ることができ、よい点や修正点が分かり、改善につなげることができる
- ・発見したことや調べたいものを撮影し、記録しまとめてじっくりと見比べることでたくさんのことに気付くことができる

考えを深めるための材料とするために活用



- ・色板など子どもが作成した成果物や、ノートにまとめたグラフや考えなどを子ども用タブレットで撮影することで考えを深めるための材料とすることができる

う んと考えひとり学び

か んがえの共有

思考を可視化し、共有するために活用

電子黒板



- ・電子黒板の書き込み機能を活用することで、子どもの思考を可視化し、子どもの考えがつながり、深め合うことができる
- ・撮影した動画や写真を見ながら話し合うことができ、体験や経験を共有し、考えを広げ深め合うことができる

一人一人が考えを表現、考えをつないでいくために活用

子ども用タブレット



- ・考えをまとめ書き込んだデータを瞬時に集約することで、一人一人が考えを表現し、ペア交流や全体交流で活用できる
- ・データに考えを書き足していくことができ、個人やグループの考えをまとめることができる。考えを整理し、吟味することにつながる

考えを整理・分類・比較するために活用

子ども用タブレット



電子黒板



- ・学級全員の考えを一覧で表示し、整理・分類・比較することで、考えを共有したり、関連付けたりすることができる
- ・考えのズレがでた子どもの書き込みのデータやより深く考えていきたいデータを個人の子ども用タブレットに送ることで、みんなで考え、深める課題とすることができる

じゅ 業のまとめと振り返り

つ ながる課題づくり

みんなの振り返りを共有するために活用

子ども用タブレット



電子黒板



- ・タブレット交流システムのアンケート機能を活用することで、瞬時に、子どもの本時の学びに対する思いを可視化することができる。まとめや振り返りにつなげることができる

本時の学びを振り返るために活用

子ども用タブレット



- ・子ども用タブレットに本時の学びのデータを残すことができる
- ・本時の学びを振り返ることのできる材料となる。振り返ることで自己の学びを整理することができる

単元全体の学びを振り返るために活用

教壇用タブレット



子ども用タブレット

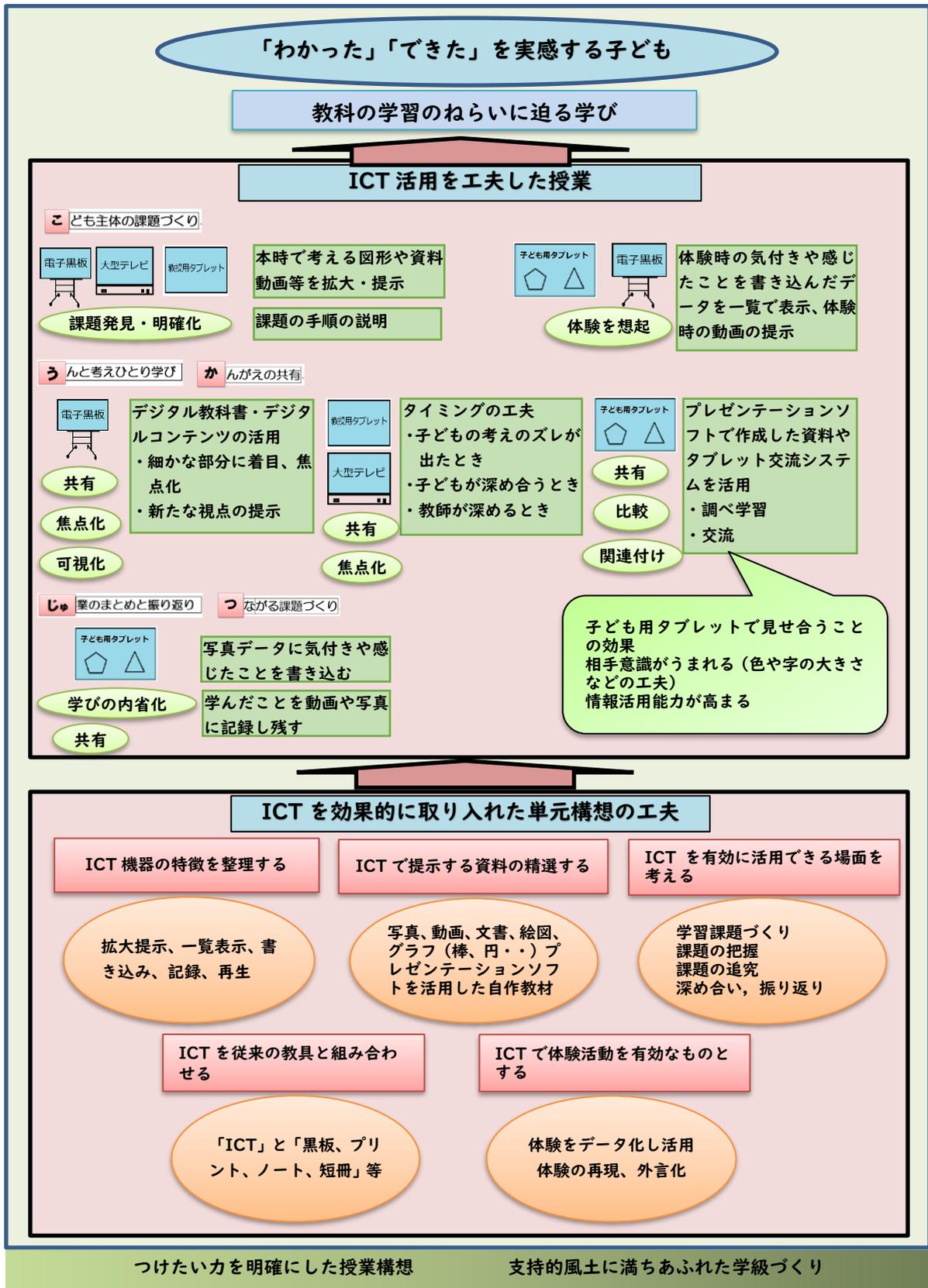


電子黒板



- ・単元を通して、板書を撮影し、子どもの学習成果物のデータや、記録映像などを残しておくことで、単元の終わりに学びを振り返る材料とすることができる。自己の学びを確かなものとするすることができる

ICT を活用した授業づくり



令和3年度「甲賀市青少年活動安全誓いの日」条例に伴う事業実施計画

【はじめに】

平成19年（2007年）7月31日（火）、市教育委員会が実施した高知県四万十町の四万十川での野外体験講座において、参加された市内の小学生お二人の尊い生命を奪うという重大な事故を起こしました。市と市教育委員会では、このような重大事故を二度と起こさないよう、また事故を決して忘れることがないよう教訓としながら、子どもたちの成長にとって大切な青少年活動を安全に実施していくために、7月31日を「甲賀市青少年活動安全誓いの日」と定めています。

○甲賀市青少年活動安全誓いの日条例

平成20年3月27日

条例第30号

平成19年7月31日、甲賀市教育委員会が実施した野外体験講座において、小学生二人の尊い生命を亡くす事故を招いたことは、将来にわたり有史に刻み込まなければならない。

甲賀市では、このことを教訓として再発防止の決意のもとに、次代を担う青少年の安全な野外活動を実施し、もって健全育成に資することを誓い、この条例を定める。

（安全誓いの日）

第1条 毎年7月31日を甲賀市青少年活動安全誓いの日（以下「安全誓いの日」という。）と定める。

（事業）

第2条 市は、野外活動をはじめとする青少年活動の安全に対して認識する機会として、市民、市のあらゆる機関及び青少年活動実施団体と連携し、相互に協力して安全誓いの日に関する事業に取り組むものとする。

（委任）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、甲賀市教育委員会が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

【事業実施計画】

甲賀市青少年活動安全誓いの日条例の趣旨および第2条の規定に基づき、野外活動をはじめとする青少年活動の安全に対して認識する機会として、安全誓いの日に関する事業に取り組むものとし、青少年活動指導者に絞った研修の場、市民への広報・啓発、市職員の安全な活動に対して認識する機会の3本の柱で取り組みます。

(1) 青少年活動指導者に絞った研修の場

青少年活動を実施する指導者等を対象に、青少年活動セミナーや研修会を開催します。

◆甲賀市青少年活動セミナーの開催

【参加対象者】 青少年活動団体の指導者、青少年活動に関心のある青年など

日 時	内 容	場 所
冬季の休日 13:30～17:00	・基調講演 ・ワークショップ ・事例発表（各種団体のアピールタイム等） ※1 運営に関わるサポーターを募集し、運営についての事前の打合せを行い開催します。 ※2 オンライン（Z o o m）でも参加できるように調整します。	甲賀市役所 あるいは 市内施設

※1 昨年度（2月6日（土）開催）の実施結果を踏まえ、より充実した内容とし、青少年活動を行う指導者や青年等が参加しやすい時期、曜日に設定して開催をします。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止により、青少年活動セミナーを収録・DVD化し、希望者に配布する形式となりました。

※2 日程の調整は講師と行います。

◆青少年自然体験活動団体指導者等研修会の開催

【参加対象者】 青少年活動団体の指導者等

日 時	内 容	場 所
調整中	実技研修（危険予知トレーニング、野外調理、ネイチャーゲーム、応急処置など）	甲南青少年 研修センター

※ 開催日時については、新型コロナウイルス感染症のリスクレベルを考慮し後日決定します。

また、オンライン（Z o o m）でも参加できるよう調整します。

(2) 市民への広報・啓発

市民に対して、7月31日を基準として、条例の趣旨や意義をあいコムこうかを通じて広報するとともに、書籍コーナー設置やハンドブック配布等、青少年活動の安全実施のための啓発を行います。

◆甲賀市青少年活動安全誓いの日条例の広報

期 間	内 容
7月31日（土）を中心とした時期	あいコムこうかを通じて7月31日の「甲賀市青少年活動安全誓いの日条例」の趣旨や意義の広報を行い、市民に広く周知します。

※ 内容等詳細については後日決定します。

◆青少年活動の安全実施のための啓発及び広報活動

期間・時期	内 容
7月1日（木）～7月31日（土）	市役所、土山・甲賀・甲南・信楽地域市民センターに懸垂幕並びに市内の主な公共施設にのぼり旗を設置します。

期間・時期	内 容
7月1日(木) ～7月31日(土)	広報紙、市ホームページ、Facebook、LINE 及び雨量情報表示盤により呼びかけます。
7月1日(木) ～8月31日(火)	市内図書館、中央公民館及び甲南青少年研修センターに野外活動に関する書籍コーナーを設置します。
7月中旬まで	「夏休みセーフティーハンドブック～夏の自然体験活動を安全に！～」を市内小学校4年生児童に配布します。

◆青少年活動の安全実施のための啓発及び広報活動

時期	内 容
通 年	<ul style="list-style-type: none"> ・甲南青少年研修センターにて、ライフジャケット等野外活動備品の貸出 ・安全な自然体験活動実施のため、青少年自然活動指導員による派遣指導、甲南青少年研修センター野外調理施設を利用した実技指導の実施

(3)市職員の安全な活動に対して認識する機会

市職員に対し、7月30日(金)に朝礼時の黙祷、市長からの訓示を実施するとともに、安全管理推進運動や研修の実施により安全な活動への取り組みについて再認識する機会とします。

◆朝礼時の市長による訓示、黙祷

日 時	内 容
7月30日(金) 8:25～	<p>市の職員が安全への誓いと事故を風化させないという意識を高める機会として、野外活動をはじめとする青少年活動について、安全・安心かつ効果的に実施し、検証しながら今後の取組に活かすことを確認する日とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月31日が休日のため、前日の7月30日(金)に朝礼時の黙祷、市長による訓示(出先機関へは所属長から黙祷実施を指示するとともに、市長訓示の内容を伝達することとします)

◆安全管理推進運動の実施

期 間	内 容
7月31日(土)を 中心とした時期	<p>職員一人ひとりが安全意識を高め、事故を二度と起こさない体制づくりに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場安全管理推進リーダーの選出 ・各職場における既存の危機管理個別マニュアルの点検・検証 ・各職場における安全管理研修の実施
6月10日(木) ～7月20日(火)	<p>青少年が活動する公園や野外活動施設における事故を未然に防ぐことを目的として、施設・設備、遊具等に不備がないか、一斉点検を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年活動施設一斉安全点検

※ 詳細については危機管理課より案内されます。

◆職員研修の実施

日 時	内 容
<p>4月7日(水) 16:20～17:05</p>	<p>○新規採用職員（独自）研修〔人事課所管職員研修として実施済〕 標題を「甲賀市青少年活動安全誓いの日について～命の大切さについて考える～」とし、市職員として認識すべき「甲賀市青少年活動安全誓いの日」および「四万十川における水難事故」について説明を行い、市民の安心・安全を守る自覚を含め自分事として捉えるよう促す機会とします。</p>
<p>7月中</p>	<p>○管理職及び全職員研修「ビデオ視聴研修」 新型コロナウイルス感染症拡大により、青少年活動が中止となった現状を、青少年活動に携わっている方々がどのように判断し動いたのか、また今後どうすべきなのかを共に考えることをテーマに、令和3年2月6日（土）に碧水ホールで開催された「甲賀市青少年活動セミナー」の内容を動画にし、研修実施期間中に全職員を対象に視聴することとし、一般の新型コロナウイルス感染拡大防止に対する取組をはじめ、事業実施や業務に必要なリスクマネジメント意識を高めるよう取り組みます。</p>

※ 実施方法や内容等詳細は人事課と協議し決定します。

議案第 4 2 号

臨時代理につき承認を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 2 3 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第15号

甲賀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

甲賀市学校給食センター運営委員会委員に別紙の者を委嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和3年6月1日

甲賀市教育委員会教育長 西村文一

甲賀市学校給食センター運営委員会委員

(任期:令和 3 年 6 月 1 日から令和 4 年 5 月 3 1 日まで)

	氏 名	委 員 の 構 成	備 考
1	片岡 義博	関係学校長の代表者 (1 号)	甲賀市小学校校長会 (貴生川小学校長)
2	井用 重喜	関係学校長の代表者 (1 号)	甲賀市中学校校長会 (水口中学校長)
3	武藤 真希子	関係 P T A の代表者 (2 号)	水口中学校
4	分部 美香	関係 P T A の代表者 (2 号)	大野小学校
5	井元 恵	関係 P T A の代表者 (2 号)	甲賀中学校
6	小野 綾子	関係 P T A の代表者 (2 号)	甲南中学校
7	嶋田 美里	関係 P T A の代表者 (2 号)	小原小学校
8	廣岡 諒一	関係 P T A の代表者 (2 号)	大原幼稚園
9	大友 一枝	保健所長 (3 号)	甲賀保健所長
1 0	鶴山 幸喜	学校医の代表 (4 号)	水口地域校医代表
1 1	宇田 勝弘	学校医の代表 (4 号)	土山地域校医代表
1 2	隠岐 良達	学校医の代表 (4 号)	甲賀地域校医代表
1 3	今村 陽一	学校医の代表 (4 号)	甲南地域校医代表
1 4	今枝 加奈子	学校医の代表 (4 号)	信楽地域校医代表
1 5	長嶋 房代	教育委員会が指名する職員 (5 号)	保育幼稚園課
1 6	村田 喜代美	その他教育委員会が適当と認め る者 (6 号)	学識経験者
1 7	石橋 智子	その他教育委員会が適当と認め る者 (6 号)	学識経験者

議案第 4 3 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 2 3 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市少年センター協議会委員の解嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第13号

甲賀市少年センター協議会委員の解嘱について

甲賀市少年センター協議会委員の別紙の者を解嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和3年5月31日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

甲賀市少年センター協議会委員

(任期：令和元年10月1日から令和3年9月30日まで)

解嘱日：令和3年5月31日

	氏名	委員の構成	備考
1	増田 信治	少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者	甲賀市区長連合会
2	大杉真由美	関係教育機関の職員	甲賀市小学校校長会
3	宮治喜代司	関係教育機関の職員	甲賀市中学校校長会
4	平野 宏文	関係教育機関の職員	甲賀市湖南市高等学校校長会

議案第 4 4 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 2 3 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市少年センター協議会委員の委嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第16号

甲賀市少年センター協議会委員の委嘱について

甲賀市少年センター協議会委員に別紙の者を委嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和3年6月1日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

議案第 45 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 23 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の解嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第14号

甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の解嘱について

甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員に別紙の者を解嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和3年5月31日

甲賀市教育委員会教育長 西村文一

臨時代理第14号別紙

甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員

(任期：令和2年10月1日から令和4年9月30日まで)

解嘱日：令和3年5月31日

	氏名	委員の構成	備考
1	森田 元貴	青少年関係団体の代表者	甲賀市PTA連絡協議会
2	和田 有企子	教育委員会が指名する職員	保育幼稚園課

議案第 4 6 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 2 3 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の委嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第17号

甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の委嘱について

甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員に別紙の者を委嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和3年6月1日

甲賀市教育委員会教育長 西村文一

甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員

(任期：令和3年6月1日から令和4年9月30日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	田中 充	青少年関係団体の代表者	甲賀市PTA連絡協議会
2	野々山 弥生	教育委員会が指名する職員	保育幼稚園課

議案第 4 7 号

甲賀市小中学校教育あり方審議会設置規則の制定について
上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 2 3 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

甲賀市小中学校教育のあり方審議会設置規則

(設置)

第1条 本市における小中学校教育のあり方について検討するため、甲賀市小中学校教育のあり方審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市立小中学校における教育の最適な教育環境のあり方に関する基本的な考え方及びそれに基づく具体的な方策について検討し、甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提言する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域団体代表
- (3) 未就学児・小中学校保護者代表
- (4) 教育関係者
- (5) 行政機関関係者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から第2条に規定する検討が終了する日までとする。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

5 会議は、公開するものとする。ただし、甲賀市情報公開条例（平成16年甲賀市条例第15号）第6条に規定する非公開情報に該当する内容について検討する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、令和3年6月23日から施行する。

議案第 48 号

甲賀市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 23 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

甲賀市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

甲賀市図書館条例施行規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

第11条の見出し中「貸し出し」を「貸出し」に改め、同条第1項中「貸出しの冊数及び期間」を「貸出冊数及び貸出期間」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲賀市図書館条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(個人の貸出しの方法、冊数及び期間)</p> <p>第9条 資料の貸出冊数及び貸出期間は、次のとおりとする。<u>ただし、教育委員会が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(団体の貸出しの方法、冊数及び期間)</p> <p>第11条 団体で利用する資料の貸出冊数及び貸出期間については、次のとおりとする。<u>ただし、教育委員会が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(個人の貸出しの方法、冊数及び期間)</p> <p>第9条 資料の貸出冊数及び貸出期間は、次のとおりとする。_____</p> <p>2 (略)</p> <p>(団体の貸し出しの方法、冊数及び期間)</p> <p>第11条 団体で利用する資料の貸出しの冊数及び期間については、次のとおりとする。_____</p> <p>2 (略)</p>

議案第 4 9 号

甲賀市文化のまちづくり審議会委員の委嘱について
上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 2 3 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

甲賀市文化のまちづくり審議会委員の委嘱について

甲賀市文化のまちづくり審議会委員に別紙の者を委嘱することにつき、甲賀市附属機関設置条例（平成25年条例第35号）第2条第2項の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

甲賀市文化のまちづくり審議会委員

(任期:令和3年7月1日から令和5年6月30日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	今西 早代子	学識経験を有する者	水口地域 再任
2	梅本 宏	学識経験を有する者	水口地域 新任
3	山之内 洋	学識経験を有する者	水口地域 再任
4	福井 真理	学識経験を有する者	土山地域 再任
5	清水 雅代	学識経験を有する者	甲賀地域 再任
6	瀬古 祐嗣	学識経験を有する者	甲賀地域 再任
7	大野 正雄	学識経験を有する者	甲南地域 再任
8	河尻 俊一	学識経験を有する者	甲南地域 再任
9	早川 弘志	学識経験を有する者	甲南地域 再任
10	杉田 利正	学識経験を有する者	甲南地域 新任
11	山下 梨絵	公募	甲南地域 新任
12	松田 晃余	学識経験を有する者	信楽地域 新任